

○障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置。

障害者総合支援協議会

(事務局：障害福祉課)

協議等事項

- 以下に関することについて協議を行う
 - ・関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
 - ・地域の関係機関相互の連携
 - ・新たに取り組むべき地域課題への対応
 - ・障害のある人やその家族と地域社会との関係構築
 - ・関係機関等の職員等に対する研修
 - ・福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保
 - ・佐倉市障害福祉計画及び佐倉市障害者計画等の調査、分析及び評価
 - ・佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

構成員

- ・指定相談支援事業者
- ・医療・保健機関
- ・障害福祉サービス事業所
- ・療育・教育機関 ・権利擁護機関
- ・雇用・就労支援機関
- ・民生委員・児童委員
- ・学識経験者 ・障害関係団体
- ・佐倉市社会福祉施設協議会
- ・佐倉市社会福祉協議会

運営委員会

- ・部会の協議事項に関する部会間の連絡及び調整のため設置

- ・専門部会長

専門部会

- ・専門の事項又は個別の課題を協議のため設置
- ・障害者の地域生活に必要な仕組みづくり、計画進行管理、事業の評価を協議

生活支援部会

- 医ケア児者の災害対策検討部会
- グループホーム等事業所連絡会

- ・相談支援事業所等の連携強化を図り、困難事例の解決に向けた検討等

啓発・権利擁護部会

- ・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、権利擁護の課題の整理・施策の検討等

就労支援部会

作業部会

- ・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等

療育支援・教育部会

- 児童通所支援事業所連絡会
- 医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会

- ・障害児者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等

精神部会

- 当事者部会
- 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築部会

- ・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や、理解促進のための施策の検討等

- ・障害関係団体、障害福祉サービス事業所等の実務担当者等

(参考) 障害福祉関係機関連絡会

- ・障害関係団体、障害関係機関等との情報共有及び連携強化を図る